

下肢障害

<1 級>

1 級の下肢障害者は、両下肢の運動能力と立つ能力をほとんど失った状態にあり、移動に関しては車椅子や義足等の補助手段を必要とする。企業から寄せられた雇用に際しての配慮に関する回答では、事務職、技能工・生産工ともに、便所の改善が最も多く、具体的には、手すりや非常ブザー、前傾鏡や荷物台の設置といった改善方法が上げられている。その他、事業所内の各所のドアを自動ドアにしたり、トツテや鍵の位置を低くしたり、廊下や床の段差をなくしスロープを設置したり、手すりを設置するといった建物の改善に関する配慮内容が多く見られる。また、通勤における歩行の負担を軽減するために車を利用する人が少なくないため、マイカー通勤を特別許可したり、専用の駐車スペースをなるべく職場に近くするといった、車の利用に関する配慮も多い。しかし、下肢障害者の場合は、移動や姿勢の維持以外には特に作業遂行上に問題が生じない場合が多いので、作業台等の高さを車椅子利用者に併せて調節すること以外は、特に作業の遂行に直接関わる配慮は多くない。

<2 級>

2 級の下肢障害者には、両下肢の機能に著しい障害があるものと、両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くものが含まれ、やはり移動は車椅子や義足の使用が主になる。従って、企業の回答にも 1 級同様、便所の改善やスロープの設置による建物内の段差の解消といった主に車椅子や義足の使用を前提にした配慮が多くなっている。しかし、コミュニケーションへの配慮や、通勤への配慮（自家用自動車通勤の許可、送迎バスの利用など）も相対的に多く、また、松葉杖の利用者を想定した配慮（松葉杖用の敷石の設置）もある。

<3 級～6 級>

3 級から 6 級までの下肢障害者は、両足に軽度の障害があるものと片足のみに障害があるものを含むため、等級毎にその状態像をそれぞれ一般化して記述することは困難であるが、その多くが義足や松葉杖を利用する歩行困難者である。企業の配慮内容としては、3 級では便所の改善がコミュニケーションへの配慮に次いで多いが、洋式トイレの設置といったごく簡単なものも含まれており、改善事例自体も 1、2 級と比べると少ない。義足や杖を使用した移動が主になるため、滑り止めマットや滑り止めテープの使用、座業への切り替えといった配慮も見られた。

4 級から 6 級では、レクリエーションやミーティング、懇親会への参加、相談員等の配置といった一般的な配慮内容が多くなっているが、洋式トイレの設置、重量物運搬の規制、立ち作業や移動・昇降の回避や削減、手すり・段差・滑らない床材等への配慮、座業への切り換え、ドアの改善、スイッチの改善（フットスイッチの手動化など）、足の負担を減らす機器の改良等、件数的には少ないがきめ細かい配慮が状況に応じてなされている。

【下肢 1級 総括表】

下肢障害1級

事務的職業の場合 (人数57人)

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 便所の改善	35	61%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置 洋式トイレの設置	31	54%
2 室内出入口の改善	28	49%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等) 段差をなくす(スロープの設置等)	15	26%
3 玄関等のアプローチの改善	27	47%	段差のあるアプローチにスロープを設置	22	39%
4 通勤への配慮	27	47%	自家用自動車通勤を許可 エレベーターや出入口に近い所に専用駐車場を確保	15	26%
5 駐車施設の改善	26	46%	専用駐車場の設置 車椅子での乗降が可能なように広い駐車スペースを確保 職場に近い区画に駐車場を設置 雨天の時に配慮して駐車場に屋根を設置	6	11%
6 廊下・通路の改善	25	44%	車椅子利用者が余裕をもって移動できる通路の確保 手すりの設置	17	30%
7 作業テーブル・台・機の改善	13	23%	作業テーブル・台・机を車椅子利用者が作業しやすい高さに調整	3	5%
8 コミュニケーションへの配慮	12	21%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	10	18%
9 管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	10	18%	行政等の実施する研修、講習会に参加	5	9%
10 勤務時間	10	18%	時差出退勤・フレックスタイム制	8	14%
11 相談員、カウンセラーの配置への配慮	10	18%	障害者職場生活相談員の選任、配置	7	12%
12 避難施設の改善	10	18%	車イス用避難用スベリ台の設置 避難時の介助者の指定	4	7%
13 休憩・休養室等の改善	9	16%	足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置(和室の設置も含む) 横臥できるようにベッド等を設置	4	7%
14 障害者への教育・訓練	9	16%	OJTを基本にした職場教育	3	5%
15 建物に関するその他の改善	8	14%	エレベーターの設置	5	9%
16 健康管理への配慮	7	12%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	6	11%
17 住宅への配慮	7	12%	住み込み、寮、借上げ住宅の提供	6	11%
18 労働条件への配慮	7	12%	労働時間短縮、残業の規制	3	5%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

錠の位置を、車椅子でも可能な位置に設置(室内出入口の改善)
 玄関に自動ドアを設置(玄関等のアプローチの改善)
 段差を低くする(玄関等のアプローチの改善)
 雨天のとき、事務所前まで健常社員が車を寄せる(通勤への配慮)
 移動距離を短縮するために、会社内の駐車場の利用を許可(通勤への配慮)
 構内まで乗り入れることが出来るように、地下に駐車場を設置(駐車施設の改善)
 スロープの設置(廊下・通路の改善)
 曲がり角にミラーを設置(廊下・通路の改善)
 突起物の排除(廊下・通路の改善)
 手摺り付きイスを支給(作業テーブル・台・機の改善)
 車椅子用カウンター設置(休憩・休養室等の改善)
 研修する部屋を決める時に、移動経路・スペースの問題を考慮(障害者への教育・訓練)
 階段に昇降用リフトを設置(建物に関するその他の改善)
 業務用エレベーターの使用を許可(建物に関するその他の改善)
 入り口に呼び鈴を設置(ドアが重く1人で開閉できないため)(建物に関するその他の改善)

【下肢 1 級 総括表】

障害が影響しない業務に配属(座作業が可能な業務等) (労働条件への配慮)
車イスで業務遂行が可能な職務を新しく作る(新規に職域を拡大)
ファイル類を出し入れしやすい高さに変更(就労機器(事務機器)の改善)
職場の同僚が補助ドアの開閉や通勤時の移動に手を貸す(職場介助者等作業補助者の配置)
席を入口付近に設ける(作業工程の改善)

〔下肢 1 級 詳細表〕

下肢障害1級

事務的職業

件数 299

人数 57

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	168			
便所の改善	35	61.4%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置 洋式トイレの設置 職場介助者が付添う	31 3 1
玄関等のアプローチの改善	27	47.4%	段差のあるアプローチにスロープを設置 玄関に自動ドアを設置 保安係員等による迅速な人員対応 段差を低くした	22 2 2 1
廊下・通路の改善	25	43.9%	車椅子利用者が余裕をもって移動できる通路の確保 手すりの設置 スロープの設置 曲がり角にミラーを設置 事務所の階段に手すりを設置した 突起物の排除	17 3 2 1 1 1
室内出入口の改善	28	49.1%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等) 段差をなくす(スロープの設置等) 錠の位置を、車椅子でも可能な位置に設置	15 12 1
駐車施設の改善	26	45.6%	専用駐車場の設置 車椅子での乗降が可能なように広いスペースを確保 職場に近い区画に駐車場を設置 雨天の時に配慮して駐車場に屋根を設置 駐車場の確保・提供 会社敷地内の駐車を許可 建物の内部まで車で入ることができるように、地下に駐車場を設置 支店駐車場の利用を検討中 車イスのため自家用車通勤を認め、駐車場を確保した 出入口の一番近い場所に身障者用スペースを設置 駐車場をエレベータの近くに設置	6 5 4 3 2 1 1 1 1 1 1 1
避難施設の改善	10	17.5%	車イス用避難用スベリ台の設置 避難時の介助者の指定 スロープでの避難路の確保、4方向全てに避難路を設置 車イスでスムーズに非常口へ誘導できる 避難口に手摺り、スロープ設置	4 3 1 1 1
建物に関するその他の改善	8	14.0%	エレベーターの設置 階段に昇降用リフトを設置 業務用エレベーターの使用を許可 診療センターに呼び鈴を設置(ドアが重く1人で開閉できないため)	5 1 1 1
休憩・休養室等の改善	9	15.8%	足を伸ばして休めるようにタミ部分を設置(和室の設置も含む) 横臥できるようにベッド等を設置	4 4

〔下肢 1 級 詳細表〕

		車椅子用カウンター設置		1
作業の改善		25		
作業テーブル・台・机の改善	13	22.8%	作業テーブル・台・机を車椅子利用者が作業し易い高さに調整	10
			手摺り付きイスを支給	1
			専用テーブルの設置	1
			体格に合った机、椅子を支給	1
作業工程の改善	1	1.8%	席を入口付近に設ける	1
安全設備の改善	1	1.8%	屋外通路上で照明設備を設置	1
就労機器(事務機器)の改善	4	7.0%	ワープロ、パソコン等の導入	3
			ファイル類を出し入れしやすい高さに変更	1
就労機器(製造部門機器)の改善	1	1.8%	レーザーの縫製用電動ミシンを肢体不自由者でも使えるよう改善	1
新規に職域を拡大	5	8.8%	就労可能な領域を他の仕事から分離し、本人の責任感を醸成	2
			コンピュータ操作	1
			車イスで業務遂行が可能な職務を新しく作った	1
			身体障害者用レンタカー部門を開設下肢障害者運転用座席の販売	1
その他の労働環境への配慮		106		
勤務時間	10	17.5%	時差出退勤・フレックスタイム制	8
			シフト勤務から日勤勤務へ転換	1
			勤務時間の短縮	1
通勤への配慮	27	47.4%	自家用自動車通勤を許可	15
			エレベーターや出入口に近い所に専用駐車場を確保	5
			安全講習会実施の上、車通勤許可	1
			雨天のとき、事務所前まで健常社員が車を寄せてあげる	1
			会社の駐車場を障害者が全員利用できるように広く設備	1
			希望者に対しマイクロバスにより送迎を行なう	1
			工場内への乗り入れ許可(一般社員は乗り入れ禁止)	1
			時差通勤制を採用して通勤を容易にした	1
			両足が不自由なので、会社内の駐車場を利用させている	1
住宅への配慮	7	12.3%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	6
			障害者用の住宅を建設	1
家族との連携	4	7.0%	ファックスや電話による緊急時等の連絡態勢	1
			緊急連絡先の登録(同居の家族、親せき、近所の3段階)	1
			出身校や家族と連携をとり障害を克服できるよう支援している	1
			障害者リストを作り、遅滞なく連絡がとれるようにしてある	1
相談員、カウンセラーの配置への配慮	10	17.5%	障害者職場生活相談員の選任、配置	7
			産業医、保健婦等による健康相談の実施	2
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	1
健康管理への配慮	7	12.3%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	6
			医務室を利用し易くして、相談員との交流を活発にしている	1

〔下肢 1 級 詳細表〕

労働条件への配慮	7	12.3%	労働時間短縮、残業の規制	3
			障害が影響しない業務に配属(座作業が可能な業務等)	1
			就労時間内の通院を許可	1
			年休消化のすすめ	1
			能力・体力に応じた職場配置	1
コミュニケーションへの配慮	12	21.1%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	11
			対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	1
職場介助者等作業補助者の配置	3	5.3%	職場の同僚が補助ドアの開閉や通勤時の移動に手を貸す 同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう 特定の社員を職場介助者として配置	1 1 1
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	10	17.5%	行政等の実施する研修、講習会に参加	5
			管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む	1
			社長より各部門の責任者に対し障害者の雇用管理の方針を指示	1
			障害者関係書類、パンフレットの回覧及び課長との意見交換	1
			身障者関係の施設の見学等を実施	1
			体調等健康面への配慮を怠らないよう指示	1
障害者への教育・訓練	9	15.8%	OJTを基本にした職場教育	3
			外部の各種講習会に出席させる	2
			先輩や上司が実務指導	2
			研修する部屋を決める時に、移動経路・スペースの問題を考慮	1
			定期的に個人面接を実施	1

【下肢 1 級 総括表】

下肢障害1級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合（人数100人）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 便所の改善	64	64%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置	60	60%
2 コミュニケーションへの配慮	56	56%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	48	48%
3 玄関等のアプローチの改善	56	56%	段差のあるアプローチにスロープを設置	46	46%
4 駐車施設の改善	48	48%	自動ドアの設置	7	7%
			車椅子での乗降が可能のように広いスペースを確保	19	19%
			専用駐車場の設置	8	8%
			職場に近い区画に駐車場を設置	6	6%
5 廊下・通路の改善	48	48%	余裕をもって移動できる通路の確保	24	24%
			廊下・通路にスロープを設置	11	11%
6 相談員、カウンセラーの配置への配慮	47	47%	障害者職場生活相談員の選任、配置	41	41%
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	6	6%
7 室内出入口の改善	46	46%	ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等)	32	32%
			段差をなくす(スロープの設置等)	14	14%
8 作業テーブル・台・機の改善	41	41%	作業テーブル等を車椅子利用者が作業し易い高さ及び広さに調整	39	39%
9 通勤への配慮	40	40%	自家用自動車通勤を許可	12	12%
			駐車場の確保	8	8%
			自宅が遠い者のために、工場横に寮社宅を完備	7	7%
10 障害者への教育・訓練	32	32%	OJTを基本にした職場教育	12	12%
			先輩や上司が実務指導	12	12%
11 労働条件への配慮	28	28%	作業手順の改善(歩行距離の削減・重量物運搬の規制等)	9	9%
			賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給	6	6%
12 管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	24	24%	行政等の実施する研修、講習会に参加	7	7%
13 作業工程の改善	24	24%	作業能力向上のため、多種の工程を経験させる	10	10%
14 健康管理への配慮	23	23%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	14	14%
15 住宅への配慮	19	19%	住宅手当の支給	7	7%
			住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	6	6%
16 休憩・休養室等の改善	17	17%	横臥できるようにベッド等を設置	7	7%
			足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置(和室の設置も含む)	6	6%
17 建物に関するその他の改善	17	17%	(エレベータの設置等)		
18 避難施設の改善	17	17%	車イス用避難用スベリ台の設置	8	8%
19 就労機器(製造部門機器)の改善	16	16%	(スイッチや操作盤を低い位置に設定等)		
20 職場介助者等作業補助者の配置	16	16%	特定の社員を作業指導員として配置	7	7%
21 家族との連携	12	12%	(ファックス、電話、手紙等による連絡態勢等)		
22 勤務時間	10	10%	時差出退勤・フレックスタイム制	7	7%

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

- 洋式トイレの設置(便所の改善)
- 階段に滑り止めテープを張る(廊下・通路の改善)
- 切り粉で車椅子のタイヤがパンクしないようマットを敷く(廊下・通路の改善)
- 屋根つき専用駐車場(雨天の場合に配慮)(駐車施設の改善)
- 構内を全面コンクリート舗装(駐車施設の改善)
- 雨降りの場合は会社内の駐車場の使用を許可(駐車施設の改善)
- スチール棚を本人のそばに置く(作業テーブル・台・機の改善)

【下肢 1級 総括表】

車椅子使用に配慮して通路の近い場所に配置 (労働条件への配慮)
障害が影響しない業務に配属 (座作業が可能な業務等) (労働条件への配慮)
座った状態で手が届く所に用具、部品などを集約して配置 (作業工程の改善)
プッシュボタン式自動ドアの設置 (避難施設の改善)
車椅子使用者用体重計、下肢障害者向けシャワー室設置 (建物に関するその他の改善)
作業場が2階なのでエレベータを設置 (障害者用) (建物に関するその他の改善)
事務所内も土足歩行を特別に許可 (建物に関するその他の改善)
洗面所に前傾鏡を設置 (建物に関するその他の改善)
ソファ等を設置 (休憩・休養室等の改善)
フットスイッチを手もとスイッチに改造 (就労機器 (製造部門機器) の改善)
機器の位置を座作業が可能な高さに調整 (就労機器 (製造部門機器) の改善)
上肢でミシン操作が出来るように改造 (就労機器 (製造部門機器) の改善)
作業台を入口の近くに配置 (安全設備の改善)

〔下肢 1 級 詳細表〕

下肢障害1級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 650
人数 100

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	313			
便所の改善	64	64.0%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置 洋式トイレの設置 出入口の段差をスロープ化	60 2 2
玄関等のアプローチの改善	56	56.0%	段差のあるアプローチにスロープを設置 自動ドアの設置 できるだけ段差を少なくした 作業場を個室にした	46 7 2 1
廊下・通路の改善	48	48.0%	余裕をもって移動できる通路の確保 廊下・通路にスロープを設置 手すりの設置 専用エレベーターの設置 階段に滑り止めテープを張り、滑り防止をした 作業場への段差をなくし入口を広げる 切り粉で車椅子のタイヤがパンクしないようマットを敷いた	24 11 5 5 1 1 1
室内出入口の改善	46	46.0%	段差をなくす(スロープの設置等) ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等)	14 32
駐車施設の改善	48	48.0%	車椅子での乗降が可能のように広いスペースを確保 専用駐車場の設置 職場に近い区画に駐車場を設置 屋根つき専用駐車場(雨天の場合に配慮) 構内を全面コンクリート舗装 障害者専用の駐車場を設置、専用スロープで玄関(自動ドア)へ 駐車場、工場間の段差解消 雨降りの場合は会社内の駐車場の使用を許可 工場建屋入口に特別に駐車を許可している 構内に駐車場を指定 段差をなくした 駐車場を全面アスファルト化	19 8 6 3 3 2 2 1 1 1 1 1 1
避難施設の改善	17	17.0%	車イス用避難用スベリ台の設置 スロープでの避難路の確保、4方向全てに避難路を設置 出入口の拡張 避難時の介助者の指定 プッシュボタンによる自動ドア 非常階段と健常者の救援を指示	8 3 2 2 1 1
建物に関するその他の改善	17	17.0%	エレベーターの設置 工場と倉庫の間のドアを自動ドアにした 車椅子使用者用体重計配置、下肢障害者向けシャワー室設置 エレベータに車椅子が完全に入っているか確認するセンサーの取付 エレベータの改善 作業場が2階なのでエレベータを設置(障害者用)	4 3 2 1 1 1

〔下肢 1 級 詳細表〕

			事務機の配置替	1
			事務所内も土足歩行を特別に許可している(土足禁止の場所)	1
			職場内の上司の近くに非常パトライトを設置した	1
			食堂テーブル、隣室との境の段差、車イスでの動作を容易にした	1
			洗面所に前傾鏡を設置	1
休憩・休養室等の改善	17	17.0%	横臥できるようにベッド等を設置	7
			足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置(和室の設置も含む)	6
			ソファ等を設置	3
			床の上に直に座れるように配慮	1
作業の改善			102	
作業テーブル・台・機の改善	41	41.0%	作業テーブル等を車椅子利用者が作業し易い高さ及び広さに調整	39
			スチール棚を本人のそばに置く	1
			工具類の集約	1
作業工程の改善	24	24.0%	作業能力向上のため、多種の工程を経験させる	10
			車椅子で作業が出来るように工程を改善	5
			座った状態で手が届く所に用具、部品などを配置	3
			写植、版下、製版、印刷、製本、各工程作業が流れ易いレイアウト	2
			検査の省力化を推進	1
			作業スペースを広く取ってある	1
			単独で出来る作業をさせる	1
			配置人員、経験度合により作業行程を適宜変更	1
安全設備の改善	7	7.0%	作業場内の移動に危険がないように配慮	5
			作業場の出入口にスロープをつける	1
			作業台を入口の近くに配置	1
就労機器(事務機器)の改善	1	1.0%	ワープロ、パソコン等の導入	1
就労機器(製造部門機器)の改善	16	16.0%	スイッチや操作盤を低い位置に設置	5
			レーザーの縫製用電動ミシンを下肢障害者でも操作できるように改善	3
			フットスイッチを手もとスイッチに改造	2
			機器の位置を座作業が可能な高さに調整	2
			ライトテーブルの改造(予定)	1
			ワンマンコンベアの設置	1
			上肢でミシン操作(縫い、糸切り、押え上げ)が出来るように改造	1
			製造の自動化の推進	1
新規に職域を拡大	4	4.0%	身障者用レンタカー部門の開設下肢障害者運転用座席の販売	3
			アルミ素材の切削加工	1
その他補完機器の導入	9	9.0%	治工具類の改善工夫	6
			エアコンプレッサーの導入で、押え上げの省力化を図る	1
			ワイヤー止めのスタンドプレッサー、ピア線の巻線機	1
			工業用ミシンの改善(足踏式ミシンを上肢で使用出来るように)	1

[下肢 1級 詳細表]

その他の労働環境への配慮		307		
勤務時間	10	10.0%	時差出退勤・フレックスタイム制	7
			時間内通院の許可	2
			天候による突発の年休を許容	1
通勤への配慮	40	40.0%	自家用自動車通勤を許可	12
			駐車場の確保	8
			自宅が遠い者に対しては、工場の横に寮社宅を完備している	7
			会社構内への車の乗入れ許可	3
			会社の駐車場を障害者が全員利用できるように広く設備	2
			マイカー通勤、安全運転のため遅刻を月に3回まで認める	1
			安全講習会実施の上、車通勤を許可	1
			雨天等車椅子の積降しを考慮屋根付き駐車場を専用使用させている	1
			出入口に段差のない裏の駐車場を利用	1
			駐車場料金の一部援助	1
			通勤用送迎バスを使用	1
			都合による遅刻を許可	1
			入口に段差のない裏の駐車場を利用	1
住宅への配慮	19	19.0%	住宅手当の支給	7
			住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	6
			県福祉ホームの活用	2
			居住室内にベッドを設置	1
			持家の融資制度	1
			車いすで入居できるアパートを借り上げ、社宅の扱いにする	1
			同一敷地内の身体障害者用県営住宅に入居	1
家族との連携	12	12.0%	ファックス、電話、文書等による緊急時等の連絡態勢	4
			会社の行事に家族を招待	2
			社内報等の配付	2
			必要に応じ管理者が連絡	2
			出身校や家族と連携をとり障害を克服できるよう支援している	1
			障害者の欠勤には特に注意し、保護者との連絡を密にしている	1
相談員、カウンセラーの配置への配慮	47	47.0%	障害者職場生活相談員の選任、配置	41
			上司、事務長などが適宜相談を受ける	6
健康管理への配慮	23	23.0%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	14
			時間内通院の許可	4
			職場の上司が健康維持を指導	2
			年2回定期健康診断	2
			トイレの近い場所へ配慮	1
労働条件への配慮	28	28.0%	作業手順の改善(歩行距離の削減・重量物運搬の規制等)	9
			賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給	6
			労働時間短縮、残業の規制	5
			就労時間内の通院を許可	3
			重量物の運搬は一般社員が協力	2
			ミーティングや個人面談等で意見を聴取	1
			車椅子使用に配慮して通路の近い場所に配置	1
			障害が影響しない業務に配属(座作業が可能な業務等)	1

〔下肢 1 級 詳細表〕

コミュニケーションへの配慮	56	56.0%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加 対話による相互理解の促進(『声かけ』等) 本人から意見を聴取し業務に活かす 各種新聞発行グループ活動 所属内からコミュニケーション担当者を選任	48 3 3 1 1
職場介助者等作業補助者の配置	16	16.0%	特定の社員を作業指導員として配置 同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう 緊急非難時に誘導を行う介助者を指定 作業グループの中に必ず健常者を配置 特定の社員を職場介助者として配置	7 4 3 1 1
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	24	24.0%	行政等の実施する研修、講習会に参加 ミーティング等で、障害者理解を促進 地域の福祉活動に参加 管理者研修会の中に障害者に関する教育を盛り込む 定期的に障害者施設との交流会を実施 技術安全の指導が出来るよう溶接等の講習を受講 市教育委員会から講師を招聘し社員の障害者理解の促進に努める 社外で行う管理、監督者等の訓練機関へ派遣している 障害者を管理職として登用し教育 職業生活相談員講習会等への参加障害者雇用管理講習資料の講読	7 4 4 2 2 1 1 1 1 1 1
障害者への教育・訓練	32	32.0%	OJTを基本にした職場教育 先輩や上司が実務指導 サークル活動・グループ別のミーティングの実施 意志伝達に充分留意して教育訓練体系に基づいた教育を実施 自信と責任感を持たせるように教育 朝礼・集会による集団指導と個別指導	12 12 2 2 2 2

【下肢 2 級 総括表】

下肢障害2級

事務的職業の場合（人数86人）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	33	38%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	26	30%
2 通勤への配慮	29	34%	自家用自動車通勤を許可	10	12%
3 便所の改善	27	31%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置	26	30%
4 相談員、カウンセラーの配置への配慮	24	28%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	11	13%
5 労働条件への配慮	24	28%	障害が影響しない業務に配属（座作業が可能な業務等）	9	10%
6 玄関等のアプローチの改善	21	24%	段差のあるアプローチにスロープを設置	5	6%
7 管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	20	23%	ミーティング等で、障害者理解を促進	18	21%
8 障害者への教育・訓練	19	22%	OJTを基本にした職場教育	8	9%
9 駐車施設の改善	17	20%	専用駐車場の設置	8	9%
10 廊下・通路の改善	16	19%	余裕をもって移動できる通路の確保 手すりの設置	5	6%
11 健康管理への配慮	13	15%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	5	6%
12 室内出入口の改善	11	13%	ドアの改善（自動ドアの設置・取手、鍵穴を低くする・扉の拡張等）	9	10%
13 勤務時間	10	12%	フレックスタイム制	7	8%
14 作業テーブル・台・机の改善	9	10%	（高低が自由に調節できる作業テーブルの設置等）		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

洋式便所に改造（便所の改善）
 冬期に下半身が冷え込まないように配慮（労働条件への配慮）
 自動ドア及びボタン式シャッターの設置（玄関等のアプローチの改善）
 ロッカー室内のスノコを撤去し歩行を楽にする（玄関等のアプローチの改善）
 雨天の時に配慮して屋根を設置（駐車施設の改善）
 できるだけ段差を少なくする（廊下・通路の改善）
 荷物用エレベーターの利用を許可（廊下・通路の改善）
 無段差プレートの設置（廊下・通路の改善）
 段差の改善（室内出入口の改善）
 高低回転が自由にできる椅子を支給（作業テーブル・台・机の改善）
 すべりにくい椅子を購入（作業テーブル・台・机の改善）
 机の横に松葉杖が立てられる金具を設置（作業テーブル・台・机の改善）
 高さ容量を考慮したメール仕分け棚の設置（作業テーブル・台・机の改善）
 車イス用避難用スベリ台の設置（避難施設の改善）
 ワークプロ台を車椅子の高さに合わせる（就労機器（事務機器）の改善）
 間仕切りのない事務卓を支給（就労機器（事務機器）の改善）
 専用OA機器を座席に設置し歩行を軽減（就労機器（事務機器）の改善）
 通路側に座席を設ける（歩行による疲労を軽減するため）（建物に関するその他の改善）
 足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置（休憩・休養室等の改善）
 入口ドアを引き戸にする（休憩・休養室等の改善）
 座った状態で手が届く所にファイル、資料等を配置（作業工程の改善）
 コピーカードを専用で設けカードの持出し返却の歩行を軽減（作業工程の改善）
 作業場の配線を床下に収納し、移動に危険がないように配慮（安全設備の改善）

〔下肢 2 級 詳細表〕

下肢障害2級

事務的職業

件数 320

人数 86

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	107			
便所の改善	27	31.4%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置 洋式便所に改造	26 1
玄関等のアプローチの改善	21	24.4%	段差のあるアプローチにスロープを設置 自動ドア及びボタン式シャッターの設置 ロッカー室内のスノコを撤去し歩行を楽にした	18 2 1
廊下・通路の改善	16	18.6%	余裕をもって移動できる通路の確保 手すりの設置 エレベーターの設置 できるだけ段差を少なくする 荷物用エレベーターの利用を許可 無段差プレートの設置	5 5 2 2 1 1
室内出入口の改善	11	12.8%	ドアの改善(自動ドアの設置・取手や鍵穴を低くする・扉の拡張等) 段差の改善	9 2
駐車施設の改善	17	19.8%	専用駐車場の設置 職場に近い区画に駐車場を設置 専用の駐車スペースを確保 雨天の時に配慮して屋根を設置 屋根つき専用駐車場(雨天の場合に配慮) 出入口近くに臨時駐車場を設置	8 3 3 1 1 1
避難施設の改善	7	8.1%	車イス用避難用スベリ台の設置 スロープでの避難路の確保、4方向全てに避難路を設置 現施設では無理があるので最も安全な一階で業務 斜降式救助袋設置 避難の際は両わきに介助者が2人つき両わきをかかえて避難する	3 1 1 1 1
建物に関するその他の改善	4	4.7%	エレベータに光電管式検出装置を設置 職場と同一フロアにロッカー室設置 専用エレベーターの設置 通路側に座席を設ける(歩行による疲労を軽減するため)	1 1 1 1
休憩・休養室等の改善	4	4.7%	横臥できるようにベッド等を設置 足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置(和室の設置も含む) 入口ドアを引き戸にする 幕創防止のため1階に8帖の和室を設け、各室にソファを設置	1 1 1 1
作業の改善	25			
作業テーブル・台・機の改善	9	10.5%	高低が自由に調節できる作業テーブルを設置 高低回転が自由にできる椅子を支給 作業テーブル等を車椅子利用者が作業し易い高さ及び広さに調整 すべりにくい椅子を購入 機の横に松葉杖が立てられる金具を設置 高さ容量を考慮したメール仕分け棚の設置	2 2 2 1 1 1

〔下肢 2級 詳細表〕

作業工程の改善	4	4.7%	座った状態で手が届く所にファイル、資料等を配置 コピーカードを専用に設けカードの持出し返却の歩行を軽減 時間帯別作業スケジュールの確立	2 1 1
安全設備の改善	4	4.7%	作業場の配線を床下に収納し、移動に危険がないように配慮 事務所内の段差をなくす	3 1
就労機器(事務機器)の改善	7	8.1%	ワープロ台を車椅子に合せた OA機器の近隣へ配置卓上型ワープロの購入 間仕切りのない事務卓を支給 広い机を支給 高さ容量とも考慮したメール仕分け棚の設置 専用OA機器を座席に設置し歩行を軽減	2 1 1 1 1 1
コミュニケーション機器の導入	1	1.2%	EWEによる電子メールを実施	1
その他の労働環境への配慮				
勤務時間				
	10	11.6%	フレックスタイム制 残業の規制 在宅勤務	7 2 1
通勤への配慮				
	29	33.7%	自家用自動車通勤を許可 駐車場の確保 会社構内への車の乗入れ許可 通勤手当の支給 通勤用送迎バスを使用 敷地内に障害者用の駐車場を完備 会社出入口近くに障害者用駐車スペースを臨時に設置 希望する勤務地を配慮 玄関の近くに専用駐車場を確保 残業等により定時より帰宅が遅れた場合は、家の近くまで送る 駐車場の確保と補助金の支給	10 4 3 3 2 2 1 1 1 1 1 1
住宅への配慮				
	4	4.7%	会社近くのアパートを一緒に探す 住み込み、寮、借り上げ住宅の提供 住宅手当の支給 障害者向けの社宅の提供	1 1 1 1
家族との連携				
	7	8.1%	定期的に就労状況の報告等を行う 家族に対し、定期的に会社の業績と健康管理の伝達の文書を 発送 緊急連絡網の整備、確立 残業、早退、欠勤等の連絡は必ず行う 社内報等の配付 当社再勤務についてご主人様の意向を取り入れる	2 1 1 1 1 1
相談員、カウンセラーの配置への配慮				
	24	27.9%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける 産業医、保健婦等による健康相談の実施	11 9 4
健康管理への配慮				
	13	15.1%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施 人間ドックの実施 適度に休憩をとらせる等、健康維持に配慮 看護婦等による定期的な健康相談・管理 定期健康診断の実施、産業医によるマッサージ治療	5 3 2 1 1

〔下肢 2 級 詳細表〕

			年2回定期健康診断	1
労働条件への配慮	24	27.9%	障害が影響しない業務に配属(座作業が可能な業務等)	5
			作業手順等の改善(歩行距離の削減・重量物運搬の規制等)	4
			労働時間短縮、残業の規制	4
			賃金を能力実績に応じた公正な給与体系に基づいて支給	3
			年休消化のすすめ	3
			自宅から間近の事業所への配属	2
			業務による外出時に健常社員が随行	1
			在宅勤務中心	1
			冬期に下半身が冷え込まないように配慮	1
			コミュニケーションへの配慮	33
所属内からコミュニケーション担当者を選任	2			
上司や生活相談員が定期的に話し合いを行う	2			
対話による相互理解の促進(『声かけ』等)	2			
本人から意見を聴取し作業環境改善等の参考にする	1			
職場介助者等作業補助者の配置	5	5.8%	同僚及び上長が必要に応じて作業補助を行なう	2
			特定の社員を職場介助者として配置	2
			特定の社員を作業指導員として配置	1
管理職及び職員の教育、啓蒙への配慮	20	23.3%	ミーティング等で、障害者理解を促進	5
			行政等の実施する研修、講習会に参加	4
			障害の内容・程度に応じて業務を分担するように指示	3
			業務負荷、業務分担への配慮を求める	1
			雇用、配属時及び随時に指導、教育方法の啓蒙	1
			仕事の一部を委託している授産施設等の所員との交流	1
			障害の状況等を事業所全体へ周知し、本人の負担軽減に配慮	1
			障害者職場受入マニュアルを配布	1
			情報の提供協力を重点に指導	1
			身体的な負担についての理解を要請	1
			地域の福祉活動に参加	1
			障害者への教育・訓練	19
一般教養訓練に繰入れて訓練を実施	2			
先輩や上司が実務指導	2			
早い時期に適所を見つけるため、各職場を廻らせる	2			
基本業務知識の教育、基本技能の実習等を個別に実施	1			
研修時は施は1名補助者をつけている	1			
入社直後は、メーカー技術者による教育を受ける	1			
反復指導の実施	1			
外部の各種講習会に出席させる	1			

【下肢 2 級 総括表】

下肢障害2級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業の場合（人数189人）

配慮・改善事項	件	頻度 (%)	具体的内容	件	頻度 (%)
1 コミュニケーションへの配慮	118	62%	レクリエーション、ミーティング、懇親会などへの参加	109	58%
2 通勤への配慮	76	40%	事故防止活動の実施(安全運転講習会、安全運転の目標管理等) 通勤用送迎バスを使用	13	7%
3 便所の改善	66	35%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置	11	6%
4 相談員、カウンセラーの配置	60	32%	洋式トイレの設置	55	29%
5 廊下・通路の改善	60	32%	障害者職場生活相談員の選任、配置 上司、事務長などが適宜相談を受ける	27	14%
6 玄関等のアプローチの改善	58	31%	余裕をもって移動できる通路の確保	26	14%
7 労働条件への配慮	51	27%	手すりの設置 段差をなくす(スロープの設置等)	24	13%
8 作業テーブル・台・機の改善	44	23%	段差のあるアプローチにスロープを設置	15	8%
9 室内出入口の改善	44	23%	重量物運搬等、体力を要する作業の規制 労働時間短縮、残業の規制	26	14%
10 管理職及び職員の教育、啓蒙	42	22%	作業テーブル等を車椅子利用者が作業し易い高さ及び広さに調整	24	13%
11 駐車施設の改善	39	21%	段差をなくす(スロープの設置等) ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等)	15	8%
12 健康管理への配慮	36	19%	行政等の実施する研修、講習会に参加	14	7%
13 家族との連携	35	19%	職場隣接地に駐車場(駐車スペース)を設置	14	7%
14 住宅への配慮	31	16%	医師、保健婦による健康講話・健康相談の実施	23	12%
15 障害者への教育・訓練	29	15%	ファックス、電話、手紙等による連絡態勢	14	7%
16 作業工程の改善	27	14%	住み込み、寮、借り上げ住宅の提供	13	7%
17 建物に関する他の改善	19	10%	住宅手当の支給	12	6%
18 職場介助者等作業補助者の配置	18	10%	(OJTを基本にした職場教育等)	15	8%
			作業能力向上のため、多種の工程を経験させる (段差のあるアプローチにスロープを設置等)		
			(特定の社員を作業指導員として配置)		

数は少ないが、その障害特有と思われる配慮内容

階段に滑り止めテープを張る(廊下・通路の改善)
 松葉杖用の敷石の設置(廊下・通路の改善)
 来客用エレベータの使用許可(廊下・通路の改善)
 手すりの設置(玄関等のアプローチの改善)
 エレベーターの設置(玄関等のアプローチの改善)
 スベリ止めのマットを敷く(玄関等のアプローチの改善)
 ドア一式を引戸式に改善し、把手を設置(玄関等のアプローチの改善)
 押しボタン式自動ドアの設置(玄関等のアプローチの改善)
 戸の開閉を軽くする(玄関等のアプローチの改善)
 重量物の運搬は一般社員が協力(労働条件への配慮)
 高さ調整の効くコンベア台、車椅子使用者用機の設置(作業テーブル・台・機の改善)
 構内を全面アスファルト舗装(駐車施設の改善)
 車椅子での乗降が可能のように広いスペースを確保(駐車施設の改善)
 駐車場から作業場まで手すりを増設(駐車施設の改善)
 作業時に身体移動が極力少くすむように配慮(作業工程の改善)
 製品の運搬は前後の工程の健常者が代行(作業工程の改善)
 車椅子使用者用体重計配置、下肢障害者向けシャワー室設置(建物に関する他の改善)

【下肢 2級 総括表】

階段に手すりを設置 (建物に関する他の改善)
工場と倉庫の間のドアを自動化 (建物に関する他の改善)
タイムカードを低所に設置 (建物に関する他の改善)
機械の設置場所及びテーブルの高さ等を調整 (建物に関する他の改善)
足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置 (休憩・休養室等の改善)
改築時入口をドア式から引戸式に改善 (休憩・休養室等の改善)
車イス用避難用スベリ台の設置 (避難施設の改善)
スイッチや操作盤を低い位置に設置 (就労機器(製造部門機器)の改善)
コンピュータ化による移動の軽減 (就労機器(製造部門機器)の改善)
足で操作する部分を手動操作に改善 (就労機器(製造部門機器)の改善)
朝礼はイスに座って参加できるように配慮 (コミュニケーション機器の導入)

〔下肢 2 級 詳細表〕

下肢障害2級

技能工、採掘製造・建設の職業及び労務の職業

件数 533

人数 189

配慮・改善事項	件	頻度(%)	具体的内容	
建物の改善	311			
便所の改善	66	34.9%	手摺、非常ブザー、前傾鏡等の設置 洋式トイレの設置 身障者用便所新設予定	55 10 1
玄関等のアプローチの改善	58	30.7%	段差のあるアプローチにスロープを設置 手すりの設置 エレベーターの設置 スベリ止めのマットを敷いている ドア一式を引戸式に改善し、把手を設置 押しボタン式自動ドアの設置 障害者用ボタン付属のエレベーター 玄関前にインターホン設置 戸の開閉を軽くする 自動ドアの設置 来客用エレベータの使用許可	45 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1
廊下・通路の改善	60	31.7%	余裕をもって移動できる通路の確保 手すりの設置 段差をなくす(スロープの設置等) 安全通路の設置 階段に滑り止めテープを張り、滑り防止をした 松葉杖用の敷石の設置 専用エレベーターの設置 通路と作業設備との区分を明確にした 入口階段新設 来客用エレベータの使用許可	24 15 12 2 2 1 1 1 1 1
室内出入口の改善	44	23.3%	段差をなくす(スロープの設置等) ドアの改善(自動ドア・引き戸・取手の位置・スペースの拡張等) 手すりの設置 段差をなくす(スロープの設置等)	24 15 4 1
駐車施設の改善	39	20.6%	職場隣接地に駐車場(駐車スペース)を設置 構内を全面アスファルト舗装 専用駐車場の設置 駐車場、工場間の段差解消 車椅子での乗降が可能のように広いスペースを確保 雨天の時に配慮して屋根を設置 工場建屋入口に特別に駐車を許可している 専用の駐車スペースを確保 駐車場から作業場まで手すりの増設 来客用スペースを1つ当て、雨天時はトラックピットを使用させる	14 9 6 3 2 1 1 1 1 1
避難施設の改善	12	6.3%	車イス用避難用スベリ台の設置 避難時の介助者の指定 窓の床面までの切り下げ 避難路の確保	3 3 2 2

〔下肢 2級 詳細表〕

			3階が作業場のためエレベーターを設置	1
			スロープでの避難路の確保、4方向全てに避難路を設置	1
建物に関する他の改善	19	10.1%	作業場に併設した浴室の設置	4
			エレベーターの設置	3
			車椅子使用者用体重計配置、下肢障害者向けシャワー室設置	3
			階段に手すりを設置	2
			工場と倉庫の間のドアを自動化	2
			スロープとエレベータにより車椅子で工場全体を移動できる	1
			タイムカードは車椅子の人でも届くように低い所に設置してある	1
			機械の設置場所及びテーブルの高さ等を調整	1
			作業場が2階なので障害者用エレベータを設備	1
			食堂にワゴンテーブルを設置	1
休憩・休養室等の改善	13	6.9%	足を伸ばして休めるようにタタミ部分を設置(和室の設置も含む)	9
			横臥できるようにベッド等を設置	2
			改築時入口をドア式から引戸式に改善	1
			休息室のスペースを拡張	1
作業の改善			116	
作業テーブル・台・機の改善	44	23.3%	作業テーブル等を車椅子利用者が作業し易い高さ及び広さに調整	26
			すわったままでも作業が出来るように改善	2
			テーブル、台、机等は全てキャスター付とした	2
			作業台の改善	2
			ダンデーレベラー購入	1
			ふみ台の設置	1
			個人専用作業テーブルを設置	1
			高さ調整の効くコンペア台、車椅子使用者用機の設置	1
			作業場にカーペットを敷き土足厳禁とした	1
			作業用のいすを、コロ付きで安定の良い物に替えた	1
			作業用椅子の利用	1
			車いすの高さに合わせて、作業台の高さを調節できる	1
			専用テーブルの設置	1
			足腰の負担をカバーするために作業台を掘りゴタツ式にした	1
			特製椅子設置	1
			背もたれのある専用椅子を設置	1
作業工程の改善	27	14.3%	作業能力向上のため、多種の工程を経験させる	15
			フライホイール工程で機種毎のピンをクランプ方式に変更	3
			トルクの必要な作業工程には、空圧機器を採用した	2
			独自の作業工程で作業させている	2
			健常者との作業分担を明確化	1
			作業時に身体移動が極力少くすむように配慮	1
			手作業を機械導入で簡易化	1
			製品の運搬は前後の工程の健常者が代行	1
			治具を車輛に取付けて移動を可能にする	1
安全設備の改善	8	4.2%	消火器、換気設備、電源装置等を本人の行動範囲の中に設置	4
			入口・廊下・浴室等必要部分に手すりを設置	2